

第9回教育委員会

平成29年3月30日

午前 10 時

本庁舎屋上会議室

議 案

議案第70号 大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部
を改正する規則案

議案第 70 号

大阪市教育局の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市教育局の事務の委任等に関する規則（昭和 28 年大阪市教育局委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中第 2 号を削る。

第 3 条第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を削る。

第 4 条中「前 2 条」を「第 2 条」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則（抄）

第1条の2 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、これを教育長に委任する。

(1) 省 略

(2) 不動産の登記嘱託に関すること

第3条 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、これを区長に委任する。

(1) 配付予算の範囲内における予算の執行その他の計理事務に関すること

(2)－(4) 省略

(1) (3)

(5) 支出命令の発行に関すること

第4条 区長は、前2条の規定による事務の処理に関しては委員会の

第2条

指揮監督を受け、報告の義務を負うものとする。

大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

本規則において、教育委員会の権限に属する事務の委任等に関して規定しているところ、委任等に係る事項について整理を行う。

2 改正の内容

教育長への委任事項（第1条の2）及び区長への委任事項（第3条）を整理する。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日